

令和6年度 生計困難者に対する支援相談事業 事業計画（案）

社会福祉法人みなと寮

1. 位置づけと目的

大阪府社会福祉協議会老人施設部会の「老人福祉施設における社会貢献事業実施要項」に基づき、社会福祉法人として明確な公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行之、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困難により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

2. 事業趣旨

施設の持つ専門的援助技術や相談機能を活用し、総合生活相談を行います。地域の諸機関と連携し、要援護状態の発見や諸施策へのつなぎの努力を行います。要援護状態にある方々の自立生活を支援するため、必要なサービス費の援助を行います。

3. コミュニティソーシャルワーカーの配置並びに訪問相談活動

この事業の実施にあたり、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、老人福祉施設内の介護支援専門員、あるいは在宅介護支援センター、診療所などの人材、機能と連携し地域の要援護者に対して医療も含めたさまざまな相談活動を継続して行うものとし、所得や生活状況、生活上の課題を把握した上で種別や制度の垣根にとらわれることなく、心理的不安を取り除き、必要なサービス斡旋、経済的援助を行うために、地域向けの相談活動を担当する者となります。

4. 経済的援助の対象

4-1 経済的援助の対象となる方

生活困難により、

- ①医療費の負担が困難な方
- ②介護サービス費の負担が困難な方
- ③成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ④必要とするサービスが受けられない方
- ⑤上記に類似する方

4-2 経済的援助の対象とならない方

- ①既に施設に入所している方
- ②介護サービスの上乗せ分を利用しようとする方
- ③借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ④相談活動を行わない、申請による方
- ⑤日常生活費の支給を求める方

⑥上記に類似する方

5. 経済的援助の期間

1事例あたりの最長援助期間は、概ね3ヶ月とします。この間にコミュニティソーシャルワーカーは、他制度との調整、つなぎに努めます。3ヶ月を経過し、さらに援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

6. 経済的援助の支払限度額

経済的援助を行う際、1事例あたりの支払限度額は概ね10万円とします。これを超える額の援助が必要と思われる場合は、大阪府社会福祉協議会内の基金運営委員会で検討の上決定されます。

7. 経済的援助の決裁権者

経済的援助を行う際の決裁権者は、援助を必要とする事例を担当したコミュニティソーシャルワーカーの所属する施設長とします。

8. 資金の流れ

この事業をすすめるにあたり、大阪府社会福祉協議会内に老人施設部会社会貢献基金が設置され、府内各老人施設から特別会費（社会貢献事業会費）を徴収し、当該会費を管理し、必要に応じて執行しています。コミュニティソーシャルワーカーは、所定の手続きで基金へ申請し、基金から施設を通じて、各サービス提供事業所に支払うものとします。原則として、本人への現金支給は直接行いません。

9. 個人情報保護

個人情報保護法に基づき、個人の権利利益の保護のために、利用者等から提供された多数の個人情報について利用目的の同意を得る等、適正・慎重に取り扱うための管理体制を構築します。